

## 松原ふるさと災害支援隊事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、近年多発する自然災害において、大学生を中心とする若者世代のボランティアが災害復興に大きな力を発揮していることに鑑み、将来の防災の担い手となる若い世代の自助と共助の精神を養い、また、災害発生時において地域の避難所運営等に貢献できる人材を確保することにより、災害時における地域の防災力の向上を図るため実施する松原ふるさと災害支援隊事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業の内容)

第2条 松原ふるさと災害支援隊事業は、市内小中学校を卒業した大学生（大学院生を含む。以下同じ。）又は市内在住の大学生（次条において「対象者」という。）であって、本市内の防災訓練又は災害活動におけるボランティア活動を希望するものを松原ふるさと災害支援隊員（以下「支援隊員」という。）として認定し、当該支援隊員に必要な指導を行うとともに、防災訓練又は災害活動への参加について必要な支援を行うことを内容とする。

### (申請・認定)

第3条 支援隊員として認定を希望する対象者は、松原ふるさと災害支援隊員認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け、対象者を支援隊員として認定することが適当であると認めるときは、所定の講習を受講させた上で、当該対象者に松原ふるさと災害支援隊認定書（様式第2号）を交付するものとする。

3 市長は、前項の認定をした場合は、別に定める松原ふるさと災害支援隊員認定者名簿により、支援隊員を管理するものとする。

### (認定の取り消し)

第4条 市長は、支援隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の取消しを行うものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 支援隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 支援隊員から認定取消しの意思表示があったとき。

### (活動)

第5条 支援隊員は、防災訓練又は災害活動においてボランティア活動を行うときは、市長にその旨を申し出るとともに、その指示のもと活動を行わなければならない。

2 支援隊員は、災害活動中に知り得た個人情報を漏洩してはならない。

### (報酬)

第6条 市長は、支援隊員に対して報酬及び交通費を支払わないものとする。

### (貸与)

第7条 市長は、災害活動に従事する支援隊員に対し、必要なものを貸与するものとする。

2 支援隊員は、災害活動終了時に前項の規定により貸与されたものを返却しなけれ

ばならない。

(実施の細目)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から実施する。

年 月 日

松原市長 殿

松原ふるさと災害支援隊員認定申請書

私は、松原ふるさと災害支援隊員の認定を受けたいので申請します。

ふりがな	生年月日 年 月 日 ( 歳)
氏 名	
現住所 〒	
電話番号	
mail	
大学名（又は大学院名）	
学部	学年 年生
出身小学校（市内小学校卒業者のみ記入）	
出身中学校（市内中学校卒業者のみ記入）	

※1 記載された情報は、目的の範囲内でのみ利用し、利用者本人の承諾を得ている場合又は法令で定める場合を除き、目的以外の利用及び第三者への提供を行いません。また、紛失、盗難、漏洩、不正流用等がないよう、適正に管理します。

2 認定にあつては、申請後に所定の講習を受講する必要があります。

*Matsubara*  
*Hometown Disaster Support Team*

松原ふるさと災害支援隊

## 認 定 書

様

あなたは、地域に貢献する精神のもと  
主体性を持ち、地域防災活動に従事する  
意志と防災知識を有することを証します。  
よって、ここに松原ふるさと災害支援隊  
員として認定いたします。

年 月 日

松原市長 澤井 宏文